

銚田市企業立地及び雇用促進奨励制度のご案内【学校跡地版】

所管課：銚田市政策企画部まちづくり推進課プロジェクト推進係

銚田市では、学校跡地で事業所の新設又は増設を行う企業（法人）に対して、奨励措置を行います。

●対象要件

奨励措置を受けるためには、以下の要件により指定企業になることが条件になります。

- ◆投下固定資産の取得価格の総額が、**1,000万円以上（※1）**
 - ※1 地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産で、操業を開始までに新たに取得したものの
- ◆新規雇用者の人数が、**2人以上（※2）**
 - ※2 新規雇用者は、新たに雇用された銚田市に住所を有する常勤雇用者(45歳以下の者)を1年以上継続し雇用している者の人数

●奨励措置

- ◆企業立地奨励金
 - ・**収納された固定資産税の額**（投下固定資産に係る部分に限る。）に相当する額
- ◆雇用促進奨励金
 - ・**20万円に新規雇用者の人数を乗じて得た額**（500万円を上限）

●交付期間

- ◆3年間

●留意事項

- ◆指定企業の取消しになった場合は、奨励金の返還が発生します。

